

五所川原市道路等除排雪業務特定共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五所川原市が発注する道路等除排雪業務の指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者（以下「指名業者等」という。）の選定並びに一般競争入札に当たって、共同企業体の方法によろうとする場合の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「道路等除排雪業務特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）」とは、道路等の除排雪業務の确实かつ円滑な施行を図ることを目的として当該除排雪業務ごとに結成される共同企業体をいう。

(対象業務)

第3条 市長は、道路等の除排雪業務で确实かつ円滑な施行を図るため必要があると認める場合は、共同企業体の方法によることができるものとする。

(共同企業体の構成員)

第4条 共同企業体の構成員の数は4者以内とする。

2 共同企業体の各構成員は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 五所川原市建設業者工事施行能力審査規則（平成17年五所川原市規則第144号）第14条に規定する建設業者等級名簿（業種は土木一式）又は当該除排雪業務を行う年度の物品等競争入札参加資格者名簿（取扱種目が除排雪・屋根雪下ろし）に登載され、共同企業体の代表者は建設業者等級名簿土木一式工事等級が原則としてA級に格付けされていること。
- (2) 市内において、過去10年間に国道、県道又は市道における道路除排雪業務の業務実績（下請負人としてのものを除く。）を有すること。
- (3) 市内において、国道、県道、市道における道路除排雪業務に現場代理人として従事した経験を有する者（下請負人の現場代理人としてのものを除く。）を現場代理人として配置できること。

(共同企業体の自主結成)

第5条 市長は、共同企業体の方法によろうとするときは、次に定める事項をあらかじめ公告し、共同企業体を自主的に結成させるものとする。

- (1) 業務番号
- (2) 業務名
- (3) 業務場所
- (4) 業務期間
- (5) 業務内容
- (6) 参加資格
- (7) 設計図書及び契約書案の縦覧期間及び場所
- (8) その他必要と認められる事項

(共同企業体の構成)

第6条 共同企業体は次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 分担履行方式（乙型共同企業体）であること。
- (2) 各構成員が同一業務に係る他の共同企業体の構成員になっていないこと。
- (3) 各構成員が市内に本店(社)を有すること。

- (4) 分担業務がない者を構成員としていないこと。
- (5) 代表者が構成員の中で履行能力の大きい者であること。

(共同企業体の資格審査)

第7条 市長は、業務ごとの実施公告に定めるところにより、共同企業体としての資格があるかどうかの審査を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月10日から施行する。